

イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法

(平成一五年八月一日法律第一三七号)

一、提案理由(平成一五年六月二四日・衆議院イラク人道復興支援並びに国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動等に関する特別委員会)

福田国務大臣 ただいま議題となりましたイラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法案について、その提案理由及び内容の概要を御説明いたします。

この法律案は、国際連合安全保障理事会決議第六百七十八号、第六百八十七号及び第千四百四十一号並びにこれらに関連する同理事会決議に基づき国際連合加盟国によりイラクに対して行われた武力行使並びにこれに引き続く事態を受けて、国家の速やかな再建を図るためにイラクにおいて行われている国民生活の安定と向上、民主的な手段による統治組織の設立等に向けたイラクの国民による自主的な努力を支援し、促進しようとする国際社会の取り組みに対して、我が国が主体的かつ積極的に寄与するため、国際連合安全保障理事会決議第千四百八十三号を踏まえ、人道復興支援活動及び安全確保支援活動について必要な事項を定めることを目的として提出するものであります。

以上が、この法律案の提案理由であります。

次に、この法律案の内容について、その概要を御説明いたします。

第一に、基本原則として、政府が対応措置を適切かつ迅速に実施すること、対応措置の実施は武力による威嚇または武力の行使に当たるものであってはならないこと、対応措置は戦闘行為が行われることのない地域等で行うことなどを定めております。

第二に、この法律に基づき実施される対応措置を人道復興支援活動及び安全確保支援活動とし、これらの活動のいずれかを実施することが必要な場合には閣議の決定により基本計画を定めることとしております。

第三に、基本計画には、対応措置に関する基本方針、対応措置の種類及び内容、対応措置を実施する区域の範囲、外国の領域で対応措置を実施する場合の自衛隊の部隊等の規模等を定めることとしております。

第四に、内閣総理大臣は、基本計画の決定または変更があったときは、その内容、また、基本計画に定める対応措置が終了したときは、その結果を、遅滞なく国会に報告しなければならないこととしております。

第五に、内閣総理大臣は、基本計画に定められた自衛隊の部隊等が実施する対応措置については、原則として当該対応措置を開始した日から二十日以内に国会の承認を求めなければならないこととしております。

第六に、対応措置の実施を命ぜられた自衛官は、自己または自己とともに現場に所在する他の自衛隊員等もしくはその職務を行うに伴い自己の管理下に入った者の生命または身体を防衛するために、一定の要件に従って武器の使用ができることとしております。

なお、この法律案は、施行の日から起算して四年を経過した日にその効力を失うこととしておりますが、必要がある場合、別に法律に定めるところにより、四年以内の期間を定めて効力を延長することができることとしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要でございます。

続きまして、平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法の一部を改正する法律案について、その提案理由及びその内容を御説明いたします。

この法律案は、平成十三年九月十一日にアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃がもたらした脅威が依然として存在していることを踏まえ、我が国として、国際的なテロリズムの防止及び根絶のための国際社会の取り組みに引き続き積極的かつ主体的に寄与し、もって、我が国を含む国際社会の平和及び安全の確保に資することを目的として提出するものであります。

以上が、この法律案の提案理由であります。

この法律案の内容は、現行法の有効期限をさらに二年間延長し、施行の日から四年間とするものであります。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容でございます。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

二、衆議院イラク人道復興支援並びに国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動等に関する特別委員長報告（平成一五年七月四日）

高村正彦君 ただいま議題となりましたイラク人道復興支援特別措置法案につきまして、イラク人道復興支援並びに国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動等に関する特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、イラク特別事態を受けて、国家の速やかな再建を図るためにイラクにおいて行われている国民生活の安定と向上、民主的な手段による統治組織の設立等に向けたイラクの国民による自主的な努力を支援し、及び促進しようとする国際社会の取り組みに関し、我が国がこれに主体的かつ積極的に寄与するため、国連安保理決議第一四八三号を踏まえ、人道復興支援活動及び安全確保支援活動を実施しようとするものであります。

本案の主な内容は、

第一に、人道復興支援活動及び安全確保支援活動のいずれの対応措置の実施も、武力による威嚇または武力の行使に当たるものであってはならず、我が国領域並びに戦闘行為が行われていない外国の領域及び公海において行うものとする、

第二に、内閣総理大臣は、いずれかの対応措置を実施する場合には、基本計画の案につき閣議の決定を求めなければならないこと、

第三に、内閣総理大臣は、自衛隊の部隊等が実施する対応措置については、当該対応措置を開始した日から二十日以内に、その実施につき国会の承認を求めなければならな

いこと、

第四に、防衛庁長官は、基本計画に従い、対応措置として実施される業務としての役務の提供につき、実施要項を定め、内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊の部隊等にその実施を命ずるものとする事、

第五に、この法律は、公布の日から施行し、四年を経過した日に効力を失うこと等であります。

本法律案は、去る六月十三日本院に提出され、同月二十四日の本会議において、本法律案等の審査のため本特別委員会が設置され、引き続き趣旨説明及び質疑が行われました。

本委員会におきましては、同日福田内閣官房長官から提案理由の説明を聴取いたしました。翌二十五日より質疑に入り、同日小泉内閣総理大臣に出席を求めて質疑を行い、七月一日には参考人から意見を聴取するなど、連日審査を重ねました。

去る二日本案に対し、民主党・無所属クラブより、自衛隊の部隊等による対応措置の実施に関する規定を削除することなどを主な内容とする修正案が提出され、提出者から趣旨の説明を聴取した後、本案及び同修正案を一括して議題とし、質疑を行い、昨日には再度小泉内閣総理大臣の出席を求めて質疑を行いました。同日本案に対する質疑を終了し、討論を行い、採決を行いましたところ、本案は、民主党・無所属クラブ提出の修正案を賛成少数をもって否決した後、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院外交防衛委員長報告（平成一五年七月二六日）

松村隆二君 ただいま議題となりましたイラク人道復興支援特別措置法案につきまして、外交防衛委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

この法律案は、イラク特別事態を受けて、国家の速やかな再建を図るために行われているイラクの国民による自主的な努力を支援し、及び促進しようとする国際社会の取組に関し、我が国が主体的かつ積極的に寄与するため、国連安保理決議第千四百八十三号を踏まえ、人道復興支援活動及び安全確保支援活動を行うことについて必要な事項を定めるものであります。

その主な内容は、政府は対応措置を適切かつ迅速に実施すること、対応措置の実施は武力による威嚇又は武力の行使に当たるものであってはならないこと、対応措置は戦闘行為が行われることのない地域等で行うこと、この法律に基づき実施される対応措置を人道復興支援活動及び安全確保支援活動とし、対応措置を実施する際には閣議の決定により基本計画を定め、国会に報告すること、自衛隊の部隊等が対応措置を開始した日から二十日以内に国会に付議して、その対応措置の実施につき国会の承認を求め、対応措置の実施を命ぜられた自衛官は、自己又は自己とともに現場に所在する他の自衛隊員等若しくはその職務を行うに伴い自己の管理下に入った者の生命又は身体を防衛す

るために一定の要件に従って武器の使用ができること、この法律は施行の日から四年を経過した日に効力を失うこと等であります。

委員会におきましては、まず、内閣委員会との連合審査会を開会し、小泉内閣総理大臣並びに福田内閣官房長官、石破防衛庁長官及び川口外務大臣に対し質疑を行いました。次いで、所管大臣等に対する質疑を行い、また、公聴会を開会して五名の公述人から意見を聴取し、さらに、小泉内閣総理大臣の出席を求めて質疑を行いました。

連合審査会及び委員会における質疑の主な内容を申し上げますと、イラクの復興を支援する理由とその取組方針、国連安保理決議第千四百八十三号と本法案に基づく対応措置との関係、憲法と本法案との関係、米国等による対イラク武力行使の正当性とイラクの大量破壊兵器をめぐる問題、連合暫定統治機構及び米英軍との関係、文民の職員やN G Oなどによる人道復興支援、イラクの治安状況、自衛隊派遣の必要性と想定される業務内容、戦闘行為の判断権者、戦闘地域と非戦闘地域との判別、武器使用の在り方、対応措置の実施に当たっての安全の確保、派遣自衛隊員の処遇と事前研修、派遣国における自衛隊の地位に関する取決め、自衛隊の海外派遣を含む国際平和協力に係る恒久法の検討などがありますが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局した後、討論を省略して採決に入ることの動議の可決により採決に入り、その結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。